

【素案】

令和6年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳 様

箕輪町下水道運営審議会

会長 萩原 宏和

下水道使用料の改定について（答申）

令和6年1月24日付5水管第195号で貴職から諮問された「下水道使用料の改定について」について、本審議会は審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 下水道使用料改定について

公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料を、現行より従量使用料と一時使用を10%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

下水道使用料（1箇月の税抜金額）

使用料区分		現行		改定	
		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
公衆浴場 以外	基本使用料	—	1,650円	—	1,650円
	従量使用料	10 m ³ まで	90円	10 m ³ まで	99円
		11 m ³ ～20 m ³	103円	11 m ³ ～20 m ³	113円
		21 m ³ ～30 m ³	115円	21 m ³ ～30 m ³	126円
		31 m ³ ～50 m ³	126円	31 m ³ ～50 m ³	138円
		51 m ³ ～70 m ³	148円	51 m ³ ～70 m ³	162円
		71 m ³ ～100 m ³	165円	71 m ³ ～100 m ³	181円
		101 m ³ ～300 m ³	199円	101 m ³ ～300 m ³	218円
301 m ³ ～	215円	301 m ³ ～	236円		
公衆浴場	基本使用料	—	1,650円	—	1,650円
	従量使用料	1 m ³ につき	33円	1 m ³ につき	36円
一時使用		1 m ³ につき	198円	1 m ³ につき	216円

【素案】

2 改定理由

(1) 下水道事業経営の健全化

公営企業である下水道事業の経営は、独立採算が原則である。このため、汚水処理費としての維持管理費及び資本費は受益者負担による使用料で賄う必要があり、国土交通省ではその経費回収率を100%とすることを原則としている。平成29年度の使用料改定により令和2年度から令和4年度まで経費回収率は100%以上を上回っていたが、近年の物価高における電気代の高騰などにより令和5年度決算では88.93%となり使用料収入で賄えていない状況であり、不足分を一般会計からの繰入金で補っているところである。

下水道事業の公共性から公費負担すべき費用はあるものの、使用料で賄うべき費用に対して一般会計からの繰入金を充当し続けることは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つとなるとともに、下水道未整備地域居住の町民が税金という形で実質的に費用負担している状況は受益者負担の観点から望ましい状況とは言い難い。

独立採算性の原則から、下水道事業の経営健全化のためには、現段階で使用料改定を実施することはやむを得ないと判断する。

(2) 下水道事業経営の見通しと適正な使用料水準

令和5年度に改定した箕輪町下水道事業経営戦略の投資・財政計画の見通しでは、人口減少等による下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、下水道施設の老朽化対策にかかる事業費は増加する見込みであり、今後の下水道財政は、ますます厳しい局面を迎えることが予想されている。現行使用料を据え置いた場合、経費回収率は100%に達することはなく、収益的収支は令和18年度からマイナスとなる見込みである。経費回収率を100%以上とするためには20%超の使用料改定が必要であるが、使用者への急激な負担増とならないように考慮する必要がある。

平成30年度から令和5年度の排除汚水量の分布を見ると、汚水量30 m³/月以下の使用者が全体の9割強を占めている。単身世帯や高齢世帯等の少量使用者への影響を十分配慮し、基本使用料は据え置くものとする。また、従量使用料を10%使用料改定することにより令和11年度には経費回収率が100%に達する見込みである。

使用料改定により改善する収益的収支の増額分を老朽化の進む施設の更新費や企業債の償還金に充てるべきである。

3 使用料改定時期

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになるため、使用料改定について、町民への十分な周知を行った上で令和7年度の使用料改定が望ましい。

また、次の使用料改定は令和11年度において経費回収率が100%達成する見込みであることから、その結果を踏まえ令和12年度に再度検討するものとする。ただし、社会情勢の変化に対応して、この期間を短縮することを妨げない。

【素案】

4 付帯意見

(1) 経営改善に向けた努力

将来にわたり下水道事業の安定経営を行うためには、財政基盤の強化を図り、黒字を継続させることに加え、下水道施設の適正な維持管理と更新を計画的に行っていくことが重要である。下水道事業経営戦略を定期的に見直し、経営の効率化や投資の最適化を進め、広域化・共同化の検討に取り組み効率的な事業運営と経営の健全化に努められたい。

(2) 不明水の削減

下水道施設に流入する排出元が明確でない雨水や地下水等不明水の流入を排除することは汚水処理経費を削減することにつながるため、国道 153 号バイパスに埋設されている主要幹線を中心に計画的な不明水調査により管渠の破損個所の補修を進めるとともに、敷地内や宅地内の雨水流入の有無を確認する等、有収率の向上に努められたい。

(3) 町民への説明

下水道使用料改定の実施にあたっては、町民に十分周知することが求められる。改定の内容や必要性にとどまらず、事業概要、経営状況、経営改善に向けた取り組み等についても、丁寧にわかりやすい説明に努められたい。